

自衛艦等搭載武器等の検査・修理（造船所実施工事分）に係る契約
希望者募集要項

自衛艦等搭載武器等の検査・修理（造船所実施工事分）に係る契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊呉地方総監部経理部長
南方一顯

記

1 調達品目等

平成29年度、30年度、31年度における自衛艦等搭載武器等の検査・修理（造船所実施工事分）に係る契約。

機器名及び検査・修理区分等については、別紙第1のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省において指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の第1項に関する項目及び中国地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(7) 別紙第1に記載するそれらの搭載武器等装備品の検査・修理（専門業者が実施するものを除く。）能力を有し、不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能

であること。

なお、応募に当たっては、次を原則とする。

ア 検査・修理対象武器等と同一の警備区に造船所を有すること。

イ 搭載武器等装備品に関し、次の各号が実施できること。

(ア) 工程等各種管理

(イ) 陸揚げ、搭載、調査、点検、修理、調査等（付帯工事含む。）

(ウ) 武器相互間の接続工事等

(8) 当該武器等の検査・修理に必要な次の設備を有すること。

ア 保全管理が可能な設備

イ クレーン等の工作設備

ウ ギ装岸壁（大容量電力、特定周波数電源等の設備を含む。）

エ 武器搭載装備品等の関係工場

オ 資材倉庫（官給品保管庫、陸揚げ補給物品保管庫を含む。）

カ 完成検査において必要とされる設備

(9) 当該艦船の検査・修理に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。

ア 管理部門：安全、工程管理、品質保証、重量管理、保全に関する能力

イ 設計部門：防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格等に精通し、搭載装備品の運用について、十分理解した上での設計能力を有すること。

ウ 修繕部門：自衛艦工作基準に基づき工作できること。

(10) 秘密保全

秘密を取扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを当該応募者が確認した者を充てることができること。

(11) 法令の認可

武器を取扱う場合は、応募する現在において武器等製造法の認可を受けているか、契約履行時確実に認可を受けられること。

(12) 下請企業への一部業務委託

当該艦船の修理の一部を下請企業に委託する場合、委託させる業務に応じて、本項第6号から第11号の項目を満たすことを証明できること。

3 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

- (3) 応募にあたり、募集区分のうち、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を記載すること。

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す書類について提出するものとする。ただし、前年度に同一の募集要項に応募の際、これと同じ資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号アからウに示す資料の提出を省略することができる。

ア 過去5年間における最新の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）

イ 第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類（設備、修理体制、修理工程、動員計画、秘密保全教育実施状況等）

ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧（なお、委託させる業務によっては、第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付させる。）

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒737-8554

広島県呉市幸町8番1号

0823-22-5511（内線2254）

(2) 提出期間

平成28年12月1日（木）～平成29年1月4日（水）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 窓口
参加表明書を提出した部隊等の窓口
 - イ 時間
直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

平成29・30・31年度公募対象(造船所工事(艦船搭載武器等))

(誘導武器)

番号	機 器 名		区 分 (注)				工事に必要な項目	
	名 称	型 式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	62口径76mm速射砲		○	○	○	○	武器等製造法	
2	76mm砲用高速揚弾薬装置		○	○	○			
3	CDLMS				○	○		必 要
4	SSM簡易式洋上給弾装置		○	○	○			
5	高性能20mm機関砲		○	○	○			
6	高速標的機艦上発進装置		○	○	○			
7	射撃指揮装置	1型(冷却装置)	○	○	○			
8	射撃指揮装置	2型(冷却装置)	○	○	○			
9	情報処理装置OYQ()	システム	○	○	○	○		必 要
10	情報処理装置OYQ()	冷却装置	○	○	○			
11	水上艦用機関銃架()		○	○	○		武器等製造法	
12	戦闘システムLAN				○	○		
13	短SAMシステム	2型	○	○	○			必 要
14	短SAMシステム	3型	○	○	○			必 要
15	チャフロケットシステム		○	○	○		武器等製造法	
16	ミサイル射撃指揮装置	2型(冷却装置)	○	○	○			

(水中武器)

番号	機 器 名		区 分 (注)				工事に必要な項目	
	名 称	型 式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	MV103AC DEGITAL COMAPASS		○	○				
2	魚雷搭載装置	I型(電気式)			○			
3	魚雷搭載装置	II型(空気式)			○			
4	Rate of Turn Gyro		○	○				

(通信電子)

番号	機 器 名		区 分 (注)				工事に必要な項目	
	名 称	型 式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	N-JP-8水密接栓(複合マスト固定装置)		○	○	○			
2	圧力計		○	○	○			
3	応急空中線装置		○	○	○			
4	逆探マスト昇降装置		○	○	○			

5	昇降式空中線装置		○	○	○			
6	整流空中線起倒装置		○	○	○			
7	耐圧隔壁貫通金物		○	○	○			
8	通信マスト昇降装置		○	○	○			
9	複合空中線マスト昇降装置		○	○	○			
10	浮遊空中線装置		○	○	○			
11	ホイップ空中線起倒装置		○	○	○			
12	ループ空中線装置		○	○	○			
13	レーダマスト昇降装置		○	○	○			
14	米海軍指揮統制ターミナル	GCCS-M	○	○	○	○		

注:募集区分の項目は、次のとおり。

- 1 定検・年検には、定・年検時の修理も含む。
- 2 修理とは、中間修理及び臨時修理をいう。

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

株〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	機 器 名		応募区分				備 考
	名 称	型 式	定検	年件	修理	改造	
×	×××	×××	○	○	○		

制限事項等がある場合は、
その旨記載すること。

関連文書：呉監公示第〇〇号（ . . . ）

添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）

2 平成〇〇年〇〇月期有価証券報告書及び監査報告書

3 技術資料一式